

令和7年度那覇市 HACCP 制度確認応募要項

この要項は、「那覇市 HACCP 制度実施検証事業に関する実施要領」に基づき、行うこととする。

1. 応募条件

食品等事業者からの申請により、次の条件を満たす場合は、確認証を交付するとともに、「那覇市 HACCP 制度確認店」として登録します。

- ①「那覇市 HACCP 制度実施検証事業 チェック表」にて、合計 16 点以上かつ各項目で 0 点がないこと
- ②食品衛生責任者を設置していること
- ③衛生管理計画（一般衛生管理および重要管理（HACCP 管理））の計画を作成し、従業員への周知を図っていること
- ④衛生管理の実施状況を記録し、定期的に振り返りを行い、必要に応じて改善していること
※厚労省「HACCP に沿った衛生管理の制度化」実施内容に基づく
- ⑤HACCP に沿った衛生管理に基づき、実施する記録について、営業日の 75%以上の記録がなされていること
※上記の記録については、記録の目的（実施項目の管理目的）を満たすものであれば、自社の記録簿やエクセル等のデジタル記録でも差し支えない。但し、その場合は改ざん防止・翌日を超えるような事後記入の防止措置がなされていること

2. 応募期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3. 応募から登録までの流れ

- ①申請者は、申請書に必要事項を記入後、那覇市保健所生活衛生課（以下、「生活衛生課」とする）へ提出する。
- ②生活衛生課は、申請書を受理後、一般社団法人沖縄県食品衛生協会（以下、「食協」とする）に対して、確認審査を依頼する。
- ③食協は、依頼された申請に係る対応として、担当者より申請者あて連絡し、施設の立入等を行い衛生管理の実施状況及び記録を確認する。
- ④食協は、生活衛生課に調査内容等を報告し、報告を受けた生活衛生課は、実施状況を検証した施設の申請内容について、改めて確認を行う。
- ⑤食協は、生活衛生課の確認後、当該申請者あて確認証を交付（郵送）する。
- ⑥生活衛生課は、検証した施設を登録するとともに那覇市保健所ホームページにおいて公表する。
- ⑦食協は、1 年ごとに HACCP に沿った衛生管理の定着状況を確認する。（最長 3 年間）

5. 応募方法

申請書等に必要事項を記入の上、生活衛生課へ郵送または持参にてご提出ください。後日、担当者よりご連絡いたします。

6. お問い合わせ先

〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

那覇市保健所 生活衛生課 食品衛生グループ TEL:098-853-7963 FAX:098-853-7965

〒901-2114 浦添市安波茶 3 丁目 5 番 2 号 安波茶交差点ビル 103 号室

一般社団法人沖縄県食品衛生協会 TEL:098-871-1523 FAX:098-871-1524